議第105号 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい て

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告(平成28年8月8日付け)等に準じ, 給与の改定を行うものです。

また、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)による 民間労働法制の改正、人事院勧告等を踏まえ、介護休暇等制度の拡充を図るとと もに、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正 (第1条・第2条関係)

ア 一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表の改定

一般職給料表,消防職給料表,教育職給料表及び医療職給料表に定める給料月額を引き上げます。

なお、この改定による平均引上げ率(一般職給料表)は、0.06パーセントです。

イ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の年間支給割合を、0.1月分(再任用職員にあっては0.05月分)引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計は、4.2月分が4.3月分(再任用職員にあっては、2.2月分が2.25月分)になります。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

(ア) 平成28年度

(括弧内は再任用職員 単位:月)

	1 % 4						
期別	Ŧ	見行	Ī	改 正 案			
区分	期末	勤勉	合 計	期末	勤勉	合 計	
6月期	1. 225	0.8	2.025	1. 225	0.8	2.025	
	(0.65)	(0.375)	(1.025)	(0.65)	(0.375)	(1.025)	
12 月期	1. 375	0.8	<u>2. 175</u>	1.375	0.9	2.275	
	(0.8)	(<u>0.375</u>)	(<u>1. 175</u>)	(0.8)	(<u>0.425</u>)	(<u>1. 225</u>)	
計	2.6	1.6	4.2	2.6	1.7	4.3	
	(1.45)	(<u>0.75</u>)	(<u>2.2</u>)	(1.45)	(<u>0.8</u>)	(<u>2.25</u>)	

(イ) 平成29年度以降

(括弧内は再任用職員 単位:月)

期別	Ŧ	見	Ī	改	正	案
区分	期末	勤勉	合 計	期末	勤勉	合 計
6月期	1. 225	0.8	2.025	1. 225	0.85	2.075
	(0.65)	(<u>0.375</u>)	(<u>1. 025</u>)	(0.65)	(<u>0.4</u>)	(<u>1.05</u>)
12 月期	1.375	0.8	2.175	1.375	0.85	2.225
	(0.8)	(0.375)	(<u>1. 175</u>)	(0.8)	(<u>0.4</u>)	(<u>1. 2</u>)
計	2.6	1.6	4.2	2.6	1.7	4.3
	(1.45)	(<u>0.75</u>)	(<u>2.2</u>)	(1.45)	(<u>0.8</u>)	(<u>2. 25</u>)

ウ 扶養手当の改定

配偶者に係る手当をめぐる状況の変化、子に要する経費の実情や国全体として少子化対策を推進している状況等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当の額を引き下げるとともに、子に係る扶養手当の額を引き上げるものです。

(単位:円)

													,	T 1 1 /
									改	正案				
				現行	副部長	級以下		部長	級			局長	:級	
					H29	H30∼	H29	H30	H31	H32∼	H29	H30	H31	H32∼
配偶者				13,000	10,000	<u>6, 500</u>	10,000	6,500		<u>3,500</u>	10,000	6, 500	3, 500	0
~22歳※	子	15歳~	*	11,500	<u>13, 000</u>	<u>15, 000</u>	<u>13, 000</u>	manaanaanaah		<u>15, 000</u>	<u>13, 000</u>		d	<u>15, 000</u>
		~15歳	*	6, 500	<u>8,000</u>	10,000	<u>8,000</u>			<u>10,000</u>	<u>8,000</u>			10,000
	孫				***************************************	6, 500	•	6, 500		<u>3, 500</u>	***************************************	6, 500	<u>3, 500</u>	0
	弟妹													
60歳~	父母・祖	1父母	***************************************											
重度心身	'障害者													
1	いない場合	1 *		+4, 500	+2,000	0	+2,000			0	<u>+2,000</u>			0
の一人目の の加算額	の扶養親族	子以外			<u>+2, 500</u>		+2, 500				+2,500			

備考 ※部分については、当該年齢に到達後の最初の4月1日をもって区分

エ 医師の初任給調整手当の上限額の改定

医師の初任給調整手当の上限額を413,300円から413,800円 に改定します(実支給額については,当面,改定の予定はありません。)。

(2) 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正 (第7条 関係)

【地域手当の支給割合】

広島県等に派遣する職員及び広島県からの人事交流により採用している市立 呉高等学校教員について、広島県に準じ、平成28年度の地域手当を改定する ものです。

	現行	改正案
広島市在勤職員	7.00%	7.04%
教育職給料表適用職員	4.00%	4.04%

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (第3条・第4条関 係)

ア 特定任期付職員の給料表の改定

特定任期付職員(高度の知識経験又は優れた識見を有する者として任期を 定めて採用された職員をいいます。以下同じ。)の給料月額を次のとおり引 き上げます。

号給	現行	改 正 案
1	371,000円	372,000円
2	419,000円	420,000円
3	471,000円	471,000円
4	532,000円	532,000円
5	607,000円	607,000円

イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を、0.1月分引き上げます。 【期末手当の各期別支給割合】

(7) 平成28年度

ア) 平成28年	年度	(単位:月)
期別区分	現行	改 正 案
6月期	1. 575	1. 575
12月期	1. 5 7 5	1.675
計	3. 15	3. 25

(4) 平成29年度以降

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	1. 575	1.625
12 月期	1. 575	1.625
計	<u>3. 15</u>	3. 25

(単位:月)

(4) 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正(第5条関係)

ア 介護休暇の分割取得等

介護を要する家族のある職員が、様々な介護の状況に柔軟に対応できるよ う,介護休暇の分割取得を可能とするとともに,承認期間を最大で1年まで 延伸するものです。

/ _ / _					
	現 行	改 正 案			
対象職員	老齢等により家族が介護を要するこ	ととなった職員			
承認期間	一の介護状態ごとに,連続する6	一の介護状態ごとに、3回以下、か			
	<u>月</u> の期間内において,介護休暇を	つ,合計6月を限度として,介護休			
	承認できる。	暇を承認することができる。 <u>また,</u>			
		その後,当該介護休暇に係る介護状			
		態が継続する場合は、更に1回に限			
		り,連続する6月の期間内におい			
		て,介護休暇を承認することができ			
		<u>る。</u>			
給 料	無給				

イ 介護時間の創設

職員の仕事と家庭の両立支援の充実を図り、日常的な介護ニーズに対応す るため,介護時間制度を創設するものです。



(5) 呉市職員退職手当支給条例の一部改正 (第6条関係)

同条例では、職員の退職手当の額が雇用保険法所定の失業等給付の額を下回る 場合に、その差額を退職手当として最低保障する旨を定めています。

この度、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の一部改正により、失業等 給付に係る給付区分の対象、名称等が一部変更されることから、当該法改正に則 し, 所要の規定の整理を行うものです。

3 施行期日

- (1) 第1条, 第3条及び第7条の規定 公布の日(平成28年4月1日から適用)
- (2) 第5条及び第6条の規定 平成29年1月1日
- (2) その他の条の規定 平成29年4月1日

4 新旧対照表

(1) 呉市職員の給与に関する条例(第1条の規定による改正部分)

現行 改正案 (初任給調整手当) (初任給調整手当)

- 第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用さ第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用さ 範囲内の額を、第1号に掲げる額に係るものに あつては採用の日から35年以内,第2号に掲 げる職に係るものにあつては採用の日から5年 以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては 採用の日から3年以内の期間,採用の日(第1 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規 則で定める期間を経過した日)から1年を経過 するごとにその額を減じて, 初任給調整手当と して支給する。
 - (1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のう ち採用による欠員の補充が困難であると認め られる職で規則で定めるもの 月額 41 3, 300円
 - れた職員には、当該各号に掲げる額を超えない れた職員には、当該各号に掲げる額を超えない 範囲内の額を、第1号に掲げる額に係るものに あつては採用の日から35年以内,第2号に掲 げる職に係るものにあつては採用の日から5年 以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては 採用の日から3年以内の期間,採用の日(第1 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規 則で定める期間を経過した日)から1年を経過 するごとにその額を減じて, 初任給調整手当と
 - (1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のう ち採用による欠員の補充が困難であると認め られる職で規則で定めるもの 月額 41 3,800円

して支給する。

(2) • (3) (略)	(2) • (3) (略)
2・3 (略)	2 • 3 (略)
(期末手当)	(期末手当)
第14条の4 (略)	第14条の4 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に
支給する場合においては100分の202. 5	支給する場合においては100分の202.5
(第14条の5の規定により勤勉手当を支給す	(第14条の5の規定により勤勉手当を支給す
ることとなる場合においては、100分の12	ることとなる場合においては、100分の12
2. 5), 12月に支給する場合においては <u>1</u>	2.5), 12月に支給する場合においては <u>1</u>
<u>00分の217.5</u> (第14条の5の規定によ	<u>00分の227.5</u> (第14条の5の規定によ
り勤勉手当を支給することとなる場合において	り勤勉手当を支給することとなる場合において
は、100分の137.5)を乗じて得た額	i は、100分の137.5)を乗じて得た額
に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその	に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその
者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ,	者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ,
当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) \sim (4) (略)	(1) ~(4) (略)
3~6 (略)	$3\sim6$ (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第14条の5 (略)	第14条の5 (略)
2 勤勉手当の額は,勤勉手当基礎額に,規則で	2 勤勉手当の額は,勤勉手当基礎額に,規則で
定める割合を乗じて得た額とする。この場合に	定める割合を乗じて得た額とする。この場合に
おいて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、	おいて,任命権者が支給する勤勉手当の額の,
その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分	その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分
ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を	ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を
超えてはならない。	超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に	当該職員の勤勉手当基礎額に, 6月に支給す
100分の80	<u>る場合においては</u> 100分の80 <u>を,12月</u>
	<u>に支給する場合においては100分の90</u> を
乗じて得た額の総額	乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用
職員の勤勉手当基礎額に	職員の勤勉手当基礎額に, 6月に支給する場
100分の37.5	<u>合においては</u> 100分の37.5 <u>を,12月</u>
	に支給する場合においては100分の42.
_を乗じて得た額の総額	<u>5</u> を乗じて得た額の総額
3 · 4 (略)	3 · 4 (略)
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)
一般職給料表	一般職給料表
<u>(以下表略)</u>	(以下表略)
別表第2(第3条関係) 消防職給料表	別表第2(第3条関係) 消防職給料表

<u>(以下表略)</u> 別表第3 (第3条関係)

<u>(以下表略)</u> 別表第3(第3条関係) 教育職給料表

(以下表略)

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

(以下表略)

教育職給料表

(以下表略)

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

(以下表略)

(2) 呉市職員の給与に関する条例(第2条の規定による改正部分)

_		\$14 at \$30,000 = 0.00 \$4 = 11,500 \$			
	改正前	改正後			
	(扶養手当)	(扶養手当)			
	第7条 扶養手当は,扶養親族のある全ての職員	第7条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員			
		(一般職給料表8級の適用を受ける職員についる。			
		ては、満22歳に達する日以後の最初の3月3			
	に対して支	1日までの間にある子のある職員)に対して支			
	給する。	給する。			
	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の			

- るものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが,事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同 じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養|3 扶養親族一人当たりの扶養手当の月額は、次 親族については13,000円とし、同項第2 号から第5号までに掲げる扶養親族(次条にお いて「扶養親族である子,父母等」という。) については1人につき6,500円(職員に配 偶者がない場合は、そのうち1人については1 1,000円)とする。

- 途がなく,主としてその職員の扶養を受けてい

 途がなく,主としてその職員の扶養を受けてい るものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが,事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同 じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31

日までの間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者
- の各号に掲げる職員の区分に応じ、 当該各号の 表に定めるとおりとする。
- (1) 一般職給料表8級の適用を受ける職員

<u>扶養親族の区分</u>	<u>扶養手当の月額</u>
前項第2号に掲げる <u>扶養親族</u>	10,000円

(2) 一般職給料表7級又は医療職給料表4級

の適用を受ける職員

<u>扶養親族の区分</u>	<u>扶養手当の月額</u>
前項第1号に掲げる 扶養親族	3, 500円
前項第2号に掲げる 扶養親族	10,000円

前項第3号から第6	
号までに掲げる扶養	3, 500円
親族	

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員

(0) 11 7 1 (101) 2 WE WY	
扶養親族の区分	扶養手当の月額
前項第1号に掲げる <u>扶養親族</u>	6, 500円
前項第2号に掲げる <u>扶養親族</u>	10,000円
前項第3号から第6 号までに掲げる扶養 親族	6,500円

4 (略)

(扶養手当の支給方法)

- 第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある|第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある 場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する 事実が生じた場合においては、その職員は直ち にその旨(新たに職員となつた者に扶養親族が ある場合又は職員に第1号に該当する事実が生 じた場合において, その職員に配偶者がないと きは、その旨を含む。) を任命権者に届け出な ければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに 至つた者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者が ある場合(前条第2項第2号 又は 第4号に該当する扶養親族が、満22歳に 達した日以後の最初の3月31日の経過に より、扶養親族としての要件を欠くに至つ た場合を除く。)
 - (3) 扶養親族である子, 父母等がある職員が 配偶者のない職員となつた場合(前号に該 当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族である子, 父母等がある職員が 配偶者を有するに至つた場合(第1号に該 当する場合を除く。)
- 2 (略)
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第 1項第1号に掲げる事実が生じた場合,扶養手 当を受けている職員の扶養親族で同項の規定に よる届出に係るものの一部が扶養親族である要 件を欠くに至つた場合, 扶養手当を受けている

4 (略) (扶養手当の支給方法)

場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する 事実が生じた場合においては、その職員は直ち にその旨

を任命権者に届け出な

ければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに 至つた者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者が ある場合(前条第2項第2号, 第3号又は 第5号に該当する扶養親族が、満22歳に 達した日以後の最初の3月31日の経過に より, 扶養親族としての要件を欠くに至つ た場合を除く。)

(削除)

(削除)

(略)

1項第1号に掲げる事実が生じた場合,扶養手 当を受けている職員の扶養親族で同項の規定に よる届出に係るものの一部が扶養親族である要 件を欠くに至つた場合

職員について同項第3号若しくは第4号に掲げ る事実が生じた場合又は職員の扶養親族である 子で同項の規定による届出に係るもののうち特 定期間にある子でなかつた者が特定期間にある 子となった場合においては、これらの事実が生 じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初 日であるときは、その日の属する月)からその 支給額を改定する。 前項た だし書の規定は、扶養手当を受けている職員に 更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合に おける扶養手当の支給額の改定(扶養親族であ る子,父母等で同項の規定による届出に係るも のがある職員で配偶者のないものが扶養親族で ある配偶者を有するに至つた場合における当該 扶養親族である子,父母等に係る扶養手当の支 給額の改定を除く。) 及び扶養手当を受けてい る職員のうち扶養親族である子, 父母等で同項 の規定による届出に係るものがある職員が配偶 者のない職員となった場合における当該扶養親 族である子,父母等に係る扶養手当の支給額の 改定について準用する。

(期末手当)

第14条の4 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に 支給する場合においては100分の202. 5 (第14条の5の規定により勤勉手当を支 給することとなる場合においては,100分 の122.5),12月に支給する場合にお いては<u>100分の227.5</u>(第14条の5 の規定により勤勉手当を支給することとなる 場合においては、100分の137.5)を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期 間におけるその者の次の各号に掲げる在職期 間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

 $3 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第14条の5 (略)

2 勤勉手当の額は, 勤勉手当基礎額に, 規則で 2 勤勉手当の額は, 勤勉手当基礎額に, 規則で 定める割合を乗じて得た額とする。この場合に おいて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、

定期間にある子でなかつた者が特定期間にある
子となつた場合においては、これらの事実が生
じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初
日であるときは、その日の属する月)からその
支給額を改定する。この場合において、前項た
だし書の規定は、扶養手当を受けている職員に
更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合に
おける扶養手当の支給額の改定
について準用する。

(期末手当)

第14条の4 (略)

支給する場合においては100分の207. 5 (第14条の5の規定により勤勉手当を支 給することとなる場合においては、100分 の122.5),12月に支給する場合にお いては<u>100分の222.5</u>(第14条の5 の規定により勤勉手当を支給することとなる 場合においては、100分の137.5)を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期 間におけるその者の次の各号に掲げる在職期 間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

 $3 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第14条の5 (略)

定める割合を乗じて得た額とする。この場合に おいて,任命権者が支給する勤勉手当の額の, その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分 その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分

ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を 超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に, 6月に支給 する場合においては100分の80を,1 2月に支給する場合においては100分の 90を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用 職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する 場合においては100分の37.5を,1 2月に支給する場合においては100分の 42.5を乗じて得た額の総額

3 • 4 (略)

ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を 超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の8

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用 職員の勤勉手当基礎額に100分の40

を乗じて得た額の総額

3 · 4 (略)

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第3条の規定による改正部分)

現行

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて 採用された職員(企業職員(地方公営企業法) 採用された職員(企業職員(地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第15条第1項 に規定する職員をいう。以下同じ。) である職 員を除く。以下「特定任期付職員」という。) には, 次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

 $2\sim4$ (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第12 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1 項,第14条の3の2第1項及び第2項並びに 第14条の4第2項の規定の適用については, 給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員 特別手当」とあるのは「、義務教育等教員特別 手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する 条例(平成16年呉市条例第2号。以下「任期 付職員条例」という。) 第7条第3項の特定任 期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3

改正案

(給与に関する特例)

(昭和27年法律第292号) 第15条第1項 に規定する職員をいう。以下同じ。) である職 員を除く。以下「特定任期付職員」という。) には, 次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

 $2 \sim 4$ (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

項,第14条の3の2第1項及び第2項並びに 第14条の4第2項の規定の適用については, 給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員 特別手当」とあるのは「、義務教育等教員特別 手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する 条例(平成16年呉市条例第2号。以下「任期 付職員条例」という。) 第7条第3項の特定任 期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3 の2第1項中「第6条の2に規定する職員」と あるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定 により任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第14条の3の2第2項中「12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額」 とあるのは「12,000円」と、給与条例第 14条の4第2項中「100分の202.5」 とあるのは「100分の157.5」と,「1 00分の217.5」とあるのは「100分の 157.5」とする。

 $3\sim6$ (略) の2第1項中「第6条の2に規定する職員」と あるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定 により任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第14条の3の2第2項中「12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額」 とあるのは「12,000円」と、給与条例第 14条の4第2項中「100分の202.5」 とあるのは「100分の157.5」と、「1 00分の227.5」とあるのは「100分の 167.5」とする。

改正後

 $3\sim6$ (略)

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第4条の規定による改正部分)

改正前 (給与条例の適用除外等) (給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

 $3 \sim 6$ (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1 項,第14条の3の2第1項及び第2項並びに 第14条の4第2項の規定の適用については、 給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員 特別手当」とあるのは「、義務教育等教員特別 手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する 条例(平成16年呉市条例第2号。以下「任期 付職員条例」という。) 第7条第3項の特定任 期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3 の2第1項中「第6条の2に規定する職員」と あるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定 により任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第14条の3の2第2項中「12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額」 とあるのは「12,000円」と、給与条例第 14条の4第2項中「100分の202.5」 とあるのは「100分の157.5」と,「1 00分の227.5」とあるのは「100分の 167.5」とする。

第8条 (略)

項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに 第14条の4第2項の規定の適用については、 給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員 特別手当」とあるのは「、義務教育等教員特別 手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する 条例(平成16年呉市条例第2号。以下「任期 付職員条例」という。) 第7条第3項の特定任 期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3 の2第1項中「第6条の2に規定する職員」と あるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定 により任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第14条の3の2第2項中「12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額」 とあるのは「12,000円」と、給与条例第 14条の4第2項中「100分の207.5」 とあるのは「100分の162.5」と、「1 00分の222.5」とあるのは「100分の 162.5」とする。 $3 \sim 6$ (略)

(5) 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(第5条の規定による改正部 分)

現 行 改正案 (休暇の種類) (休暇の種類) 第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、特第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、特 別休暇,介護休暇 及び組合休暇 とする。

(介護休暇)

|第14条||介護休暇は,職員が配偶者(届出||第14条||介護休暇の区分及び期間は,次に をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に ある者を含む。以下この項において同 じ。),父母,子,配偶者の父母その他規 則で定める者で負傷,疾病又は老齢により 日常生活を営むのに支障があるものの介護 をするため、勤務しないことが相当である と認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の 各々が同項に規定する介護を必要とする一 の継続する状態ごとに連続する6月の期間 内において必要と認められる期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、給与条例別 3 前2項の規定にかかわらず、給与条例別 表第3教育職給料表の適用を受ける職員に ついては, 県立学校の教職員の例による。
- の規定にかかわらず、その勤務しない1時 間につき, 同条の規定により給与の減額を 行う場合の勤務時間1時間当たりの給与額 を減額する。

別休暇,介護休暇,介護時間及び組合休暇 とする。

(介護休暇)

- 掲げるとおりとする。
 - (1) 職員が配偶者(届出をしないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。以下この号において同じ。), 母、子、配偶者の父母その他規則で定 める者で重度の負傷,疾病又は老齢に より日常生活を営むのに支障があるも の(以下この条及び次条において「介 護対象家族」という。) の介護をする ため, 勤務しないことが相当であると 認められる場合 介護対象家族の各々 が介護を必要とする一の継続する状態 (以下この条において「介護状態」と いう。) ごとに6月の期間内において 必要と認められる期間
 - (2) 前号の場合における介護休暇(次項 において「第1号介護休暇」とい う。) の全期間を取得した後におい て,なお当該介護対象家族の介護状態 が継続しており、その介護をするた め, 勤務しないことが相当であると認 められる場合 介護状態ごとに連続す る6月の期間内において必要と認めら れる期間
 - 第1号介護休暇は、3回以内に限り、そ の6月以内の期間を分割して取得すること ができる。
- 表第3教育職給料表の適用を受ける職員に ついては、県立学校の教職員の例による。
- 4 介護休暇については、給与条例第11条 4 介護休暇については、給与条例第11条 の規定にかかわらず, その勤務しない1時 間につき、同条の規定により給与の減額を 行う場合の勤務時間1時間当たりの給与額 を減額する。

(介護時間)

第14条の2 介護時間は、職員が介護対象 家族の介護をするため、1日の勤務時間の

(特別休暇及び介護休暇 \mathcal{O} 承認)

第15条 特別休暇 (規則で定めるものを除 第15条 特別休暇 (規則で定めるものを除 く。) <u>及び</u>介護休暇_____について は、規則の定めるところにより、任命権者 の承認を受けなければならない。

- 一部について勤務しないことが相当である と認められる場合における休暇とする。
- 2 介護時間を請求することのできる期間 は,介護対象家族の各々が介護を必要とす る一の継続する状態ごとに連続する6年の 期間内において、1日につき2時間を超え ない範囲内で,必要と認められる期間とす
- 3 介護時間については、前条第3項及び第 4項の規定を準用する。

(特別休暇,___介護休暇及び介護時間の 承認)

く。) <u>,</u> 介護休暇<u>及び介護時間</u>について は、規則の定めるところにより、任命権者 の承認を受けなければならない。

(6) 呉市職員退職手当支給条例(第6条の規定による改正部分)

(失業者の退職手当)

第14条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7 | 5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7 | て, その者を雇用保険法第4条第1項に規 定する被保険者と, その者が退職の際勤務 していた当該地方公共団体の事務を同法第 5条第1項に規定する適用事業とみなした ならば同法第37条の2第1項に規定する 高年齢継続被保険者に該当するもののう ち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額 に満たないものが退職の日後失業している 場合には、一般の退職手当等のほか、第2 号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じ た額に相当する金額を,退職手当として, 同法の規定による高年齢求職者給付金の支 給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に 係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2 項に規定する高年齢受給資格者と、その 者の基準勤続期間(第2項に規定する基

(失業者の退職手当)

第14条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

項の規定に該当する者を除く。)であつ 項の規定に該当する者を除く。)であつ て、その者を雇用保険法第4条第1項に規 定する被保険者と

> ならば同法第37条の2第1項に規定する 高年齢被保険者 に該当するもののう ち, 第1号に掲げる額が第2号に掲げる額 に満たないものが退職の日後失業している 場合には、一般の退職手当等のほか、第2 号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じ た額に相当する金額を,退職手当として,

みなした

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に 係る一般の退職手当等の額

同法の規定による高年齢求職者給付金の支

給の条件に従い支給する。

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2 項に規定する高年齢受給資格者と、その 者の基準勤続期間(第2項に規定する基

準勤続期間をいう。以下この条において 同じ。)を同法第17条第1項に規定す る被保険者期間と, 当該退職の日を同法 第20条第1項第1号に規定する離職の 日と、その者の基準勤続期間の年月数を 同法第37条の4第3項前段の規定によ る期間の年月数とみなして同法の規定を 適用した場合に, その者が支給を受ける ことができる高年齢求職者給付金の額に 相当する額

項の規定に該当する者を除く。)であつ て, その者を雇用保険法第4条第1項に規 定する被保険者と,その者が退職の際勤務 していた当該地方公共団体の事務を同法第 5条第1項に規定する適用事業とみなした ならば同法第37条の2第1項に規定する 高年齢継続被保険者に該当するものが退職 の日後失業している場合において, 退職し た者が一般の退職手当等の支給を受けない ときは、前項第2号の規定の例によりその 者につき同法の規定を適用した場合にその 者が支給を受けることができる高年齢求職 者給付金の額に相当する金額を,退職手当 として, 同法の規定による高年齢求職者給 付金の支給の条件に従い支給する。

 $7 \sim 10$ (略)

- でに定めるもののほか、第1項又は第3項 の規定による退職手当の支給を受けること ができる者で次の各号の規定に該当するも のに対しては、それぞれ当該各号に掲げる 金額を,退職手当として,雇用保険法の規 定による技能習得手当, 寄宿手当, 傷病手 当,就業促進手当,移転費又は広域求職活 動費の支給の条件に従い支給する。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地 域にわたる求職活動をする者については、 雇用保険法第59条第2項に規定する広域 求職活動費の額に相当する金額
- $12 \sim 14$ (略)
- 15 第11項の規定は,_

準勤続期間をいう。以下この条において 同じ。)を同法第17条第1項に規定す る被保険者期間と, 当該退職の日を同法 第20条第1項第1号に規定する離職の 日と、その者の基準勤続期間の年月数を 同法第37条の4第3項 の規定によ る期間の年月数とみなして同法の規定を 適用した場合に、その者が支給を受ける ことができる高年齢求職者給付金の額に 相当する額

勤続期間6月以上で退職した職員(第8 │6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8 │ 項の規定に該当する者を除く。)であつ て, その者を雇用保険法第4条第1項に規 定する被保険者と___

> みなした ならば同法第37条の2第1項に規定する 高年齢被保険者 に該当するものが退職 の日後失業している場合において, 退職し た者が一般の退職手当等の支給を受けない ときは、前項第2号の規定の例によりその 者につき同法の規定を適用した場合にその 者が支給を受けることができる高年齢求職 者給付金の額に相当する金額を, 退職手当 として, 同法の規定による高年齢求職者給 付金の支給の条件に従い支給する。

 $7 \sim 10$ (略)

- 11 第1項,第3項及び第5項から前項ま 11 第1項,第3項及び第5項から前項ま でに定めるもののほか、第1項又は第3項 の規定による退職手当の支給を受けること ができる者で次の各号の規定に該当するも のに対しては、それぞれ当該各号に掲げる 金額を,退職手当として,雇用保険法の規 定による技能習得手当, 寄宿手当, 傷病手 当,就業促進手当,移転費又は求職活動支 援費の支給の条件に従い支給する。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 については、同条第2項に規定する求職活 動支援費の額に相当する金額
 - $12 \sim 14$ (略)
 - 15 第11項の規定は、第5項又は第6項

第7項又は第8項の規定による 退職手当の支給を受けることができる者 (これら の規定による退職手当 の支給を受けた者であつて, 当該退職手当 の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6箇月を経過していないものを含む。)に ついて準用する。この場合において,第1 1項中「次の各号」とあるのは「第4号か ら第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿 手当, 傷病手当, 就業促進手当」とあるの は「就業促進手当」と読み替えるものとす る。 16 · 17 (略)

の規定による退職手当の支給を受けること ができる者(第5項又は第6項の規定によ り退職手当の支給を受けた者であつて,当 該退職手当の支給に係る退職の日の翌日か ら起算して1年を経過していないものを含 む。)及び第7項又は第8項の規定による 退職手当の支給を受けることができる者 (第7項又は第8項の規定による退職手当 の支給を受けた者であつて, 当該退職手当 の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。)に ついて準用する。この場合において,第1 1項中「次の各号」とあるのは「第4号か ら第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿 手当, 傷病手当, 就業促進手当」とあるの は「就業促進手当」と読み替えるものとす る。

16 · 17 (略)

(7) 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第7条の規定による 改正部分)

現行 改正案 付 則 付 則 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) (経過措置) (経過措置) 3 次の表の左欄に掲げる期間における改正|3 次の表の左欄に掲げる期間における改正

後の給与条例第8条の2第2項第3号の規 定の適用については、同号中「100分の 7. 5」とあるのは、それぞれ同表の右欄 に掲げる割合とする。

平成27年4月1日から平成2	100分の
8年3月31日まで	6.79
平成28年4月1日から平成2	100分の
9年3月31日まで	7
平成29年4月1日から平成3	100分の
0年3月31日まで	7. 2
平成30年4月1日から平成3	100分の
1年3月31日まで	7. 3
平成31年4月1日から平成3	100分の
2年3月31日まで	7.4

4 次の表の左欄に掲げる期間における改正|4 次の表の左欄に掲げる期間における改正

後の給与条例第8条の2第2項第3号の規 定の適用については、同号中「100分の 7. 5」とあるのは、それぞれ同表の右欄 に掲げる割合とする。

平成27年4月1日から平成2	100分の
8年3月31日まで	6.79
平成28年4月1日から平成2	100分の
9年3月31日まで	7.04
平成29年4月1日から平成3	100分の
0年3月31日まで	7. 2
平成30年4月1日から平成3	100分の
1年3月31日まで	7. 3
平成31年4月1日から平成3	100分の
2年3月31日まで	7.4

後の給与条例第8条の2第2項第4号の規 後の給与条例第8条の2第2項第4号の規

定の適用については、同号中「100分の 4.5」とあるのは、それぞれ同表の右欄 に掲げる割合とする。

平成27年4月1日から平成2	100分の
8年3月31日まで	3. 79
平成28年4月1日から平成2	100分の
9年3月31日まで	4
平成29年4月1日から平成3	100分の
0年3月31日まで	4. 2
平成30年4月1日から平成3	100分の
1年3月31日まで	4. 3
平成31年4月1日から平成3	100分の
2年3月31日まで	4. 4

 $5 \sim 7$ (略)

定の適用については、同号中「100分の 4.5」とあるのは、それぞれ同表の右欄 に掲げる割合とする。

平成27年4月1日から平成2	100分の
8年3月31日まで	3.79
平成28年4月1日から平成2	100分の
9年3月31日まで	4.04
平成29年4月1日から平成3	100分の
0年3月31日まで	4. 2
平成30年4月1日から平成3	100分の
1年3月31日まで	4. 3
平成31年4月1日から平成3	100分の
2年3月31日まで	4. 4

 $5 \sim 7$ (略)